

令和5年第1回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

令和5年3月16日(木曜日) 午前10時開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 4号 五霞町個人情報保護法施行条例

議案第 5号 五霞町行政不服審査会条例等の一部を改正する条例

議案第 6号 五霞町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7号 五霞町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び五霞町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第11号 五霞町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第12号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第13号 五霞町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第14号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第15号 令和4年度五霞町一般会計補正予算(第7号)

議案第16号 令和4年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第17号 令和4年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第18号 令和4年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第19号 令和4年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

- 議案第20号 令和4年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第21号 令和4年度五霞町水道事業会計補正予算（第4号）
 議案第22号 令和5年度五霞町一般会計予算
 議案第23号 令和5年度五霞町国民健康保険特別会計予算
 議案第24号 令和5年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第25号 令和5年度五霞町介護保険事業特別会計予算
 議案第26号 令和5年度五霞町水道事業会計予算
 議案第27号 令和5年度五霞町公共下水道事業会計予算
 議案第28号 令和5年度五霞町農業集落排水事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	小野寺 宗一郎 君	2番	黛 丈夫 君
3番	江 森 美佐雄 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	森 田 恵美子 君	総 務 課 長	大 関 千 章 君
まちづくり 戦略課長	鳩 貝 浩 之 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	古 郡 健 司 君
産業課長兼 農業委員 農務局長	笈 沼 光 行 君	都市建設課長	大 橋 勝 君

上下水道課長 松 村 聖 市 君 教育次長 猪 瀬 英 子 君

事務局職員出席者

事務局長 田 口 啓 一 書 記 田 中 孝 平
書 記 伊 藤 弘 美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（新井 庫君）おはようございます。
本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（新井 庫君）日程第1、諸般の報告を行います。
ただいまの出席議員は、全員出席の10名で会議は成立いたします。
続きまして、地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員等は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。
傍聴の皆様にお願ひ申し上げます。
本日の本会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。
なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。
以上で、諸般の報告を終わります。
-

◎委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（新井 庫君）続きまして、日程第2、議案第4号から議案第28号については、所管の委員会へ付託しておりますので、それぞれ所管の委員長から審査の経過と結果の報告を求めます。

最初に、総務文教委員会委員長の報告を求めます。
総務文教委員長。

〔総務文教委員長 樋下周一郎君 登壇〕

- 総務文教委員長（樋下周一郎君）おはようございます。10番議員の樋下です。
総務文教委員会の審査報告を申し上げます。
去る3月3日の本会議において、総務文教委員会へ付託されました議案の審査経過と結果について御報告いたします。
当委員会は、3月6日午後1時30分から議案等説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等が出席し、委員5名出席のもと開催いたしました。
当委員会へ付託されました案件は、議案第4号から議案第14号の条例の制定及び条例の

一部改正に関する件、また、議案第 15 号から議案第 18 号の一般会計及び特別会計に係る所管の補正予算に関する件、合計で 15 件の付託案件の審査を実施いたしました。

審査の経過について申し上げます。

議案第 4 号から議案第 14 号の条例制定及び条例の一部を改正する条例においては、条例制定及び一部改正の趣旨や効果等について執行部より説明を受け、その後、質疑・審査を実施いたしました。

続きまして、議案第 15 号から議案第 18 号の一般会計及び各特別会計に係る補正予算の審査では、補正予算計上の必要性、積算根拠及び取り組み内容に関し説明を受け、その後、質疑・審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、当委員会に付託されました 15 件全て全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査経過と結果でございます。

どうか議員の皆様には、当委員会の決定どおり御賛同いただきますようお願い申し上げます。まして報告といたします。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）続いて、経済建設委員会委員長の報告を求めます。

経済建設委員長。

〔経済建設委員長 鈴木喜一郎君 登壇〕

○経済建設委員長（鈴木喜一郎君）おはようございます。9 番議員の鈴木です。

経済建設委員会の審査報告を申し上げます。

去る 3 月 3 日の本会議において、当委員会へ付託されました議案審査の経過と結果について御報告をいたします。

当委員会は、3 月 6 日午前 10 時から議案等説明員として、執行部から町長、副町長、担当課長等が出席し、委員 5 名出席のもと開催いたしました。

当委員会へ付託されました案件は、議案第 15 号、議案第 19 号から議案第 21 号の一般会計及び特別会計等にかかる所管の補正予算に関する件、合計 4 件の付託案件の審査を実施いたしました。

審査の経過について申し上げます。

議案第 15 号、議案第 19 号から議案第 21 号の一般会計及び各特別会計等にかかる補正予算の審査では、補正予算計上の必要性、積算根拠及び取り組み内容に関し説明を受け、その後、質疑・審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました 4 件全て、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査経過と結果でございます。

どうか議員の皆様には、当委員会の決定どおり御賛同いただきますようお願いを申し上げます。まして報告といたします。

○議長（新井 庫君）続いて、予算特別委員会委員長より報告願います。

予算特別委員会委員長。

〔予算特別委員長 宇野進一君 登壇〕

○予算特別委員長（宇野進一君）皆さん、おはようございます。8番議員の宇野です。

予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月3日の本会議において、予算特別委員会へ付託されました議案審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月8日、9日の2日間、議案等説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等が出席し、委員9名出席のもと開催いたしました。

当委員会へ付託されました案件は、議案第22号から議案第28号までの一般会計・特別会計並びに公営企業会計の令和5年度予算に関する件、合計7件の付託案件の審査を実施いたしました。

審査は、令和5年度予算書又は予算案の概要に基づき、予算計上の必要性、積算根拠及び取り組み内容など、各担当課長等から説明を受け、その後、質疑・審査を実施しました。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました7つの案件全て、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、予算特別委員会の説明にもありましたとおり、歳入面では、町税の確実な賦課徴収、また、ふるさと応援給付金、企業版ふるさと納税などの税外収入の確保、さらに、新規開発事業などを推進し、今後の安定的な財源の確保に取り組んでいただきたいと思います。

歳出面では、常にコスト意識を持ち、真に必要な事業へ選択と集中を図り、住民サービスの低下を招くことなく、限られた予算の有効活用に取り組んでいただきたいと思います。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査の経過と結果でございます。

どうか議員各位には、当委員会の決定どおり御賛同くださるようお願い申し上げます。

○議長（新井 庫君）以上で、各委員会委員長の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

それでは、これより、付託案件の採決を行います。

議案第4号 五霞町個人情報保護法施行条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第4号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第4号 五霞町個人情報保護法施行条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 五霞町行政不服審査会条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第5号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第5号 五霞町行政不服審査会条例等の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 五霞町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第6号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第6号 五霞町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第7号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第7号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び五霞町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第8号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第8号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び五霞町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第9号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第9号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号 地方公務員の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第10号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号 五霞町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第11号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第11号 五霞町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第12号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 12 号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 13 号 五霞町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 13 号 五霞町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 14 号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 14 号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 15 号 令和 4 年度五霞町一般会計補正予算（第 7 号）から議案第 21 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 4 号）までは、各会計補正予算で関連しておりますので、一括して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号から議案第 21 号までを一括して採決することに決しました。

これより、一括して討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 15 号から議案第 21 号までは、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 15 号 令和 4 年度五霞町一般会計補正予算（第 7 号）、議案第 16 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 17 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 18 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 19 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 20 号 令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 21 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 4 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 22 号 令和 5 年度一般会計予算から議案第 28 号 令和 5 年度五霞町農業集落排水事業会計予算は、議案ごとに採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号から議案第 28 号までは議案ごとに採決することに決しました。

ここで、議案第 22 号から議案第 28 号までを一括して討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

初めに、議案第 22 号 令和 5 年度五霞町一般会計予算を採決いたします。

議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 22 号 令和 5 年度五霞町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決され

ました。

続いて、議案第 23 号 令和 5 年度五霞町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。
議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 23 号 令和 5 年度五霞町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 24 号 令和 5 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 24 号 令和 5 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 25 号 令和 5 年度五霞町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。
議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 25 号 令和 5 年度五霞町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 26 号 令和 5 年度五霞町水道事業会計予算を採決いたします。
議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 26 号 令和 5 年度五霞町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 27 号 令和 5 年度五霞町公共下水道事業会計予算を採決いたします。
議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 27 号 令和 5 年度五霞町公共下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 28 号 令和 5 年度五霞町農業集落排水事業会計予算を採決いたします。
議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

議案第 28 号 令和 5 年度五霞町農業集落排水事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付された議案は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（新井 庫君）令和 5 年第 1 回五霞町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、14 日間の会期で開催されました。議案として、教育委員の任命同意、条例の制定及び一部を改正する条例、一般会計・特別会計等における補正予算の審査、また、令和 5 年度予算は骨格予算での提案でありましたが、予算特別委員会を設置しての審査を行ってまいりました。議員各位の慎重なる審議のもと、本日、全議案を議了し、閉会することができました。ここに厚くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、本定例会において各議員から出されました意見・要望等について御検討いただき、必要に応じて議会への報告をお願い申し上げます。本定例会会期中における執行部の皆様方の丁寧な議案説明と質疑に対する答弁に対し、厚くお礼申し上げます。

最後になりますが、染谷町長が、4 月 30 日の任期をもって御勇退となります。4 期 16 年の長きにわたり五霞町の行政運営に御尽力賜り、ありがとうございます。議会を代表し、厚くお礼申し上げます。

大変御苦労さまでした。

簡単ではございますが、閉会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（新井 庫君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

○町長（染谷森雄君）改めまして、おはようございます。

傍聴席の皆さん、大変御苦労さまでございます。

また、議員の皆さん方には、引き続き大変御苦労さまでございます。

令和 5 年第 1 回五霞町議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3月3日より本日までの14日間にわたりましての本定例会。執行部からは、26件の議案の審査を提案させていただきました。

特に、令和5年度の予算編成につきましては、先ほど議長からもありましたが、4月30日付けで私が町長の職を辞任することから、一般会計のほうは骨格予算で編成をさせていただきました。予算特別委員会では、2日間の慎重なる審査をいただきました。そして、ただいま各議案とも原案のとおり御承認を賜りました。議員各位、また、皆様方の御協力に対し、心より厚く御礼を申し上げます。

そしてまた、会期中、各議員から出されました御意見、御要望につきましては、今後の行政運営にしっかりと生かしてまいるように、当然、新しい執行部にも、また、担当課長にも指示してまいりたいと思います。

令和5年度の本格予算につきましては、新しい執行部のもとで、そしてまた、議員の皆さん方もちょうど改選期を迎えておりますので、新たに改選された議員の皆様のもとで臨時会等で審査をいただければと思っております。

さて、私といたしましても、4月30日付けで任期満了を迎えたわけでございます。16年間にわたる町長職を退任することになりますが、本日が最後の議会となりました。今日まで議員の皆様方の、また、町民の皆様方の御協力、公私にわたりましての御支援、御厚情に改めて厚く御礼申し上げますとともに、大過なく町政のかじ取りを終えることができますこと、改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。

そして、一昨日の一般質問等でも、町長としての16年を振り返ってという御質問もいただき、御答弁もさせていただきました。また、今後の重要な事業の方向性というものも御質問いただき、お示しをすることもできました。コロナ禍の中、自治体を取り巻く環境は、また更に厳しくなるものと予測されます。町の全体計画である第6次五霞町総合計画もちょうど4年目となります。この間、五霞町も多方面から注目されるようになり、また、それなりの評価をいただくことができたと感じております。

一方、在任期間中はよいことばかりでは当然ありませんでした。特に、一番の印象は、令和元年10月の台風19号。初めての避難勧告発令もありました。自然災害の脅威。これは、いつ何どきあるかわかりませんし、その備えが非常に大切だということを改めて痛感しましたし、この災害も通じて町長としての判断の責任、この重要性。これも痛感をしたところでございます。

そしてまた、この4年目。4年間はもう経過してしまいました。新型コロナウイルスとの闘い。多くの住民の生命を守る。そして、財産を守り、暮らしを守る。これらを目標に、4年間、役職員一丸となって、コロナ禍対策にも取り組んでまいりました。

そういう中で、本当に無事に役目が果たせたのかなという思いもございまして、また、これらのできたのも私は本当に、これは声を大にして言いたいのですが、すばらしい職員に恵まれて、本当に感謝しております。本当に長い間、ありがとうございました。

また、この本町の指針であります第6次総合計画。これも4年目となります。大きな事業

も山積しておりますが、五霞町が目指すまちづくりを実現するためには、私は、今まで進めてきた住民、企業、行政、これがともにつくる協働のまちづくり。これが、最重要であると認識を新たにしているところでございます。

どうか議員の皆様方にも、改選期を迎えますが、各人が、ぜひとも当選をしていただいて、また、新しい執行部とともに更なる本町発展のために御尽力くださいますように、心よりお願いを申し上げたいと思います。

私もこれからは、一町民として、生まれ育ったこの愛する五霞町。これを更に発展できるように、微力ではございますが、協力していきたいと考えております。

結びになりますが、五霞町の今後のますますの御発展、そしてまた、五霞町議会のますますの御発展、町民皆様の御健勝、御多幸を心より御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

大変長い間、ありがとうございました。

○議長（新井 庫君）町長お疲れさまでした。

ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（新井 庫君）以上をもちまして、令和5年第1回五霞町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでした。

閉会 午前10時37分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員